

国民健康保険について

国保課

☎ 65・1230 (国民健康保険)
☎ 65・1170 (後期高齢者医療)

▼資格確認書または資格情報のお知らせを送付します

国の法改正により、令和6年12月2日からマイナ保険証での受診を基本とする仕組みへ移行し、令和7年8月1日から従来の国民健康保険被保険者証(保険証)が使用できなくなります。

従来の保険証に代わり、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を7月中旬に簡易書留などで郵送します。

有効期限切れの古い保険証(みどり色)は、細かく切って処分するか国保課へ返却してください。

▼特別療養費の事前通知について

災害などの特別な事情がないにもかかわらず、1年以上前の国民健康保険料を納付していない人に、事前通知書を7月中旬に送付します。事前通知書を受領後、一括納付できない理由がある時は、理由を証する資料と、本人確認ができるもの(マイナンバーカードなど)を持参して、国保課までお越しください。

▼入院などに必要な「限度額適用認定証」の更新手続きについて

74歳以下で国民健康保険加入者の「限度額適用認定証」は、毎年8月に更新します。

8月以降の認定証が必要な人は、国保課⑨番窓口までお越しください。

なお、勤務や病気などの理由で来庁が難しい時は、郵送で申請することもできますので、国保課までご連絡ください。

【受付開始】 7月22日(火)

※更新手続きが8月中であれば、交付される認定証は8月1日から有効となります。

【申請に必要なもの】

- ・世帯主および認定証が必要な人のマイナンバー(個人番号)がわかるもの
 - ・来庁者の本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ※別世帯の人が来庁し申請する場合は、国保課までお問い合わせください。

▼令和7年度の国民健康保険料について

国民健康保険事業の健全な運営のため、毎年度、保険料率の見直しを行っています。

令和7年度の保険料決定通知書を、7月中旬に納付義務者である世帯主へ郵送しますので、期限内の納付をお願いします。

【後期高齢者医療制度について】

▼資格確認書を送付します

後期高齢者医療被保険者の人は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書が交付されます。8月1日から使用できる資格確認書(薄桃色)を7月中旬にオレンジ色の封筒の簡易書留にて郵送します。

▼令和7年度後期高齢者医療保険料について

令和7年度の保険料決定通知書を郵送します。保険料についての詳しい内容は、資格確認書と同封のパンフレットをご覧ください。前年度と納付方法が変更になっている人もいますので、通知書を必ずご確認ください。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます！

オンライン資格確認が導入されている医療機関・薬局では、マイナ保険証で受診が可能です。マイナンバーカードの取得と利用登録をお願いします。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用認定証の新規発行が終了しました

後期高齢者医療制度の「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」は令和6年12月2日に発行を終了しました。一部負担金限度額(高額療養費)の適用区分などの情報は、マイナ保険証に登録されているか、資格確認書に記載できます。認定証を発行していた人で、今年度も引き続き該当する人やすでに申請している人は、資格確認書にあらかじめ記載されていますのでご確認ください。

65歳以上の皆さんへ

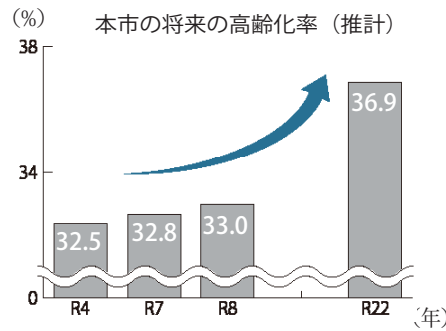
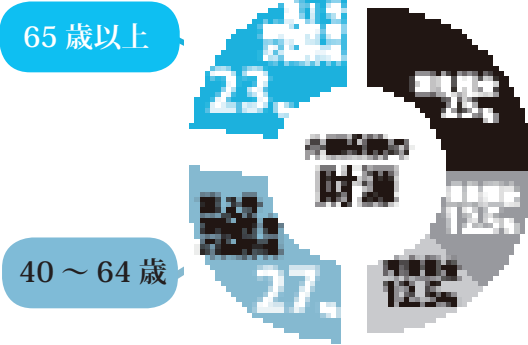
納めて安心！介護保険料

介護福祉課
☎ 65・1241

本市の高齢化率は32・8%（3月末現在）となり、超高齢社会に突入しています。介護保険は、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために社会全体で支え合う制度です。

▼介護保険料の財源

介護保険は、40歳以上の皆さんが納めている介護保険料と公費（国・県・市）を財源として運営されています。皆さんが納める保険料は、介護保険制度を支える大切な財源です。安心してサービスが受けられるよう、期限内の納付をお願いします。



65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料（令和7～8年度）

保険料段階 (保険料率)	対象者の内容		保険料 年額（円）
第1段階 (基準額×0.285)	本人が住民税非課税 非課税世帯	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者または合計所得金額*と課税年金収入額の合計額が80万9千円以下	21,500
第2段階 (基準額×0.485)		合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9千円超かつ120万円以下	36,600
第3段階 (基準額×0.685)		上記2段階以外	51,700
第4段階 (基準額×0.90)	本人が住民税非課税 課税世帯	世帯内には住民税課税者がいるが本人は住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9千円以下	68,000
第5段階 基準額		上記第4段階以外	75,600
第6段階 (基準額×1.20)	本人が住民税課税	合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階 (基準額×1.30)		合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	98,200
第8段階 (基準額×1.50)		合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400
第9段階 (基準額×1.70)		合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満	128,500
第10段階 (基準額×1.90)		合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満	143,600
第11段階 (基準額×2.10)		合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満	158,700
第12段階 (基準額×2.30)		合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満	173,800
第13段階 (基準額×2.40)		合計所得金額が720万円以上	181,400

介護保険料は、前年の所得を基に算出しています。

※「合計所得金額」とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことです。

▼介護保険料

介護保険の第1号被保険者になる65歳からは、介護保険料を市に支払うことになります。

令和7年度の介護保険料の決定
通知書・納入通知書は7月中旬に送付します。

▼負担割合証（黄色）の更新

現在お持ちの介護保険負担割合証は、7月31日(木)で適用期間が終了します。

新しい負担割合証を7月中旬に郵送しますので、ケアマネジャーや施設職員などに提示してください。

■まちづくりタウン

ミーティングの開催

秘書課 ☎65・1231

地域に密着した住民主体の集会「まちづくりタウンミーティング」を7月から9月にかけて開催しています。市長を交え、市政や地域の課題などについて意見交換を行います。

【開催時間】19時～20時30分

※天候などの諸事情により変更・中止となる場合があります。

日程	校区(地区)	場所
8月1日(金)	金子	地域交流センター
8月12日(火)	金栄	金栄公民館
8月18日(月)	浮島	浮島公民館
8月21日(木)	神郷	神郷公民館
8月26日(火)	垣生	垣生公民館
8月28日(木)	高津	高津公民館
9月1日(月)	角野	角野公民館



■国民年金保険料の

免除・納付猶予制度

市民課国民年金係 ☎65・1232
新居浜年金事務所 ☎35・1300

経済的に納付が困難な場合など、一定条件を満たす人への救済措置として、国民年金保険料の免除・納付猶予制度があります。

本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となり、申請日より2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

国民年金では、「老齢」「障害」「遺族」の三つの基礎年金が皆さんの生活を保障していますが、保険料の未納があると、これらの年金が受けられない場合がありますので、制度を上手に活用し受給権を確保しましょう。

【対象】国民年金第1号被保険者

【場所】市民課⑥番窓口または年金事務所



■令和7年度浄化槽設置整備事業の補助金について

廃棄物対策課 ☎65・1252

単独処理浄化槽やくみ取り便槽は、生活雑排水（風呂や台所の水）を処理することができないため、そのまま河川や水路に排水され、それが臭いや害虫が発生する一因となっています。

市では、公共下水道の事業計画区域外の居住者が合併処理浄化槽へ転換する場合、設置などに対する費用の一部を補助しています。

補助対象者	公共下水道の事業計画区域外
	既存住宅の改造および増改築（新築は対象外、増改築は条件有）
	申請者本人が住むための住宅
	市税などに滞納がないこと

補助対象となる工事など		補助金額（交付限度額）
浄化槽本体の設置 工事費用（基準額）	（5人槽）	332,000円
	（7人槽）	414,000円
	（10人槽）	548,000円
基準額への上乗せ 補助額	宅内配管	300,000円
	工事費用	
	撤去費用	単独処理浄化槽
		くみ取り便槽
		120,000円
		90,000円

- ・浄化槽の人槽や工事内容によって補助額は変わります。
- ・補助金の予算には、限りがありますので予定額に達し次第、終了となります。
- ・補助金申請前に工事を始めることはできません。書類の事前審査により可否を決定します。
- ・設置業者によって、工費は異なります。

※申請年度中の設置工事完了が条件

※店舗・事業所への設置や賃貸・転売目的、合併処理浄化槽の更新は対象外

※増改築の状況によっては、補助対象とならない場合があります。

